

ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、福島市が所有する施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

- (1) 資源（福島市所有の施設等）の有効活用を通じて、自主財源の確保に努める。
- (2) 民間事業者による社会貢献の手段として、施設等の親しみやすさや知名度を高める。

3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得て、施設の管理等に役立てるものです。
- (2) ネーミングライツ導入後、市はホームページや広報印刷物などにおいて愛称を使用することとしますが、条例等で定める施設名称は変更しません。
なお、ネーミングライツは、公共施設に愛称を付与する権利であり、ネーミングライツ・パートナーが自由に施設に看板等を設置できる権利を付与するものではありません。

4 導入の手続き

別紙1：「ネーミングライツのフロー図」を参照

- (1) 市が特定した施設等について、名称を募集する場合（以下「施設特定型」という。）
- (2) 相手方から導入施設の提案を募集する場合（以下「提案募集型」という。）

5 導入の対象施設

- (1) ネーミングライツを導入する対象としては、市が設置している文化施設、スポーツ施設、公園などの施設（及びそれらの一部）とします。
- (2) 導入する施設は、施設の性格、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮し決定するものとします。
ただし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付与するのが適当でないとは判断するものは対象から除外します。
例：庁舎や学校等
- (3) 選定しようとする施設が指定管理者制度を既に導入している場合は、指定管理者の不利益とならぬよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすることとします。

6 希望金額の算定について

他自治体の類似施設の事例や利用者数、メディアに取り上げられる頻度などを考慮するほか、愛称使用に伴い市に生じる費用等も踏まえ、施設ごとにネーミングライツ料の希望金額を算定します。

7 契約期間

原則3年以上とし、応募者による提案とします。

ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮し、終期となる期間を市が設定します。

8 愛称

(1) 市民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの

キ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

9 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集方法

ア 募集は、原則公募とし、市のホームページや「ふくしま市政だより」等に掲載することにより行います。ただし、広報紙及びSNSによる周知は、担当課が行うこととします。

イ 施設特定型の募集は、施設ごとに担当課が行うこととします。

ウ 提案募集型の募集は、別に一連の手続きを示すこととします。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の事項（欠格要件）に該当する者は除きます。

なお、これ以外の事項についても規定する場合があります。応募資格は募集要項において規定します。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

- イ 福島市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者
- ウ 市税を滞納している者
- エ 破産法による破産の申立て、会社更生法又は民事再生法による更生又は再生手続きをしている者
- オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- カ 政治団体又は宗教団体
- キ 暴力団（福島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ク 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- ケ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者
例：消費者金融、たばこ、パチンコ、風俗、商品先物取引

(3) 費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

ア 施設特定型は、応募に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。

例：応募資格、契約期間、評価基準、提案様式、施設概要（利用者数、配置図など）

イ 応募など一連の手続きをあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(5) 募集期間

募集期間は、次のとおりとします。

ア 施設特定型 … 原則として30日以上とします。

イ 提案募集型 … 通年募集とします。

(6) 応募がなかった場合の取り扱い

施設特定型では募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取りやめます。なお、施設特定型の募集を取りやめた後に提案がなされた場合は、提案募集型として提案されたものとします。

10 選定方法

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部局の職員等からなる選定委員会を設置し、優先交渉権者の決定等について審査及び選定を行います。また、この場合必要に応じて助言者の出席を求めることができるものとします。

(2) 選定基準等

ア 資格審査

応募資格を満たしているか確認します。欠格要件に該当する場合は失格とします。

イ 提案内容の評価（アの資格審査を通過した者のみ）

別紙2：「ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準」を参照

(3) 優先交渉権者

優先交渉権者は、他の応募者に優先して市との契約締結に向けて交渉することができます。優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者と契約締結に向けて交渉します。

11 提案募集型における回答

提案募集型への応募に対し、不採用となった場合は、応募を受けた日から、原則3カ月以内に理由を付して文書で回答します。

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定と契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後（契約締結後）、すみやかに当該法人の名称、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページにより公表します。

13 ネーミングライツ導入に伴う費用負担及び表示変更基準

(1) 費用負担について

ネーミングライツ料以外の市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

No	区 分	市	ネーミングライツ ・パートナー
1	看板等の表示変更		○
2	契約期間終了後の原状回復		○
3	パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更	○	

(2) 表示変更基準について

ア 施設外壁の看板等の表示変更は、原則として市が設置した既存の看板を変更するものとし、それ以外に新規の看板等の設置を希望する場合においても、2ヶ所を限度として、設置の可否を含めて市と協議するものとします。

イ 施設内の表示については、原則として、変更は認めません。

ウ 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

表示面積が5㎡を超えるものは、あらかじめ市長に届けなければなりません（屋外広告物条例）。また、高さ4mを超えるものは、建築確認申請の手続きが必要となります（建築基準法）。

エ ア及びウの表示変更を行う場合は、施設外観及び近隣の景観と調和がとれた配色等とするものとします。

オ 印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。

14 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

15 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

16 契約の更新について

(1) 更新方法等

契約の更新を希望するネーミングライツ・パートナーは、契約終了の半年前までに市の指定する更新申請書を提出し、選定委員会による審査で承認された場合、次回契約について優先的に交渉できるものとします。

(2) 選定基準等

別紙3：「ネーミングライツ・パートナー更新に係る評価基準」を参照

17 施行時期

このガイドラインは、平成29年8月10日から施行します。

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行します。

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行します。

このガイドラインは、令和3年5月13日から施行します。